

## 任意継続被保険者の資格取得申請について

1. 任意継続被保険者の資格取得は、退職後20日以内に申請をしてください。20日を過ぎると手続きができません。(健康保険法第37条第1項により)
2. 健康保険料は、あなたの退職時の標準報酬月額に102/1000を、介護保険料は17/1000を乗じたものが1か月分の保険料です。  
任意継続保険料は、前年の9月末時点の加入被保険者の報酬月額の平均が上限となりますので、退職時の標準報酬月額が340千円以上の方は標準報酬月額340千円で保険料計算されます。  
ただし、毎年見直しがあるため新たな年度は上限が変更することがあります。

保険料については、当組合にお問い合わせください。

保険料納付方法（手続きのときに納付が必要です。）

- ・ 組合窓口で手続きされる方・・・持参
- ・ 郵送で手続きされる方・・・現金書留で当組合に送付

3. 手続きのときに提出していただくもの

- ・ 健康保険任意継続被保険者資格申請書
- ・ 被扶養者（異動）届（扶養家族がいる方のみ）

※組合窓口で手続きされる方について資格情報のお知らせ等は即日交付ができません。  
資格情報の登録完了後、郵送にて送付します。

ご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

〒461-0008

名古屋市東区武平町五丁目1番地

ナオリ健康保険組合 業務課

電話（052）618-5517